

奈良先端大サポーターズクラブ規約

(目的)

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「奈良先端大」という。）は、地球規模の課題の解決に貢献する世界レベルの先進的な研究の推進及び経済の好循環や社会変革を促す新たな知とイノベーションの創出に貢献している。また、教育・研究活動の持続的な発展及び継承のため、最先端の研究成果を教育活動において有機的かつ弾力的に展開し、次世代の価値を創造するグローバルかつ先導的な人材を育成している。

奈良先端大サポーターズクラブ（以下「本会」という。）は、これらの活動の充実に資するため、奈良先端大に幅広い支援を行うとともに、本会会員間の連携・共創による相互の更なる発展を目的として設置する。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、及び継続して奈良先端大への支援を行う法人、団体、個人事業主及び個人であって、この規約に定める会費を納入したものとす

る。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

2 会長は、奈良先端大学長が務めるものとし、会務を総理する。

3 副会長は、必要に応じて会長が委嘱できるものとし、会長を補佐する。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(会費)

第5条 会費の額は、次の各号のとおりとし、1事業年度当たり1口以上を申し込むものとする。

(1) 法人又は団体の会員 1事業年度当たり1口 10万円

(2) 個人事業主又は個人の会員 1事業年度当たり1口 1万円

2 会費の納入は、振込による支払、現金による支払又はクレジットカードによる支払により行うものとする。

- 3 会費は、全額を奈良先端科学技術大学院大学基金に寄附するものとする。
- 4 既納の会費は、事由の如何を問わず返金しない。

(会員期間)

第6条 会員期間は、入会日より開始し、当該入会日の属する事業年度の3月31日までとする。

2 入会日は、次の各号に掲げる支払方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 振込による支払 奈良先端大の銀行口座に会費が入金された日
- (2) 現金による支払 奈良先端大が会費として現金を受領した日
- (3) クレジットカードによる支払 クレジットカードにより会費の支払が行われた日

(会員期間の更新)

第7条 会員期間の満了する3月前までに会員から退会の申出がなかった場合であって、当該会員が会員期間の満了日までに翌事業年度分の会費を納入したときは、翌事業年度の4月1日より1年間、当該会員の会員期間を更新するものとする。

2 前項の場合において、会費を納入した日は、前条第2項に掲げる支払方法の区分に応じ、それぞれ各号に定める日とする。

(退会等)

第8条 会員が会員期間の途中で退会を希望する場合は、本会事務局へ申し出ることにより、随時本会から退会することができる。

2 会員期間が満了する3月前までに会員から退会の申出がなかった場合であっても、当該会員が会員期間の満了日までに翌事業年度の会費を納入したことを確認できないときは、会員期間の満了日をもって本会を退会したものとみなす。

3 会長は、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めた場合、当該会員を本会から除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為又は会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下この号において「反社会的勢力」という。)であるとき、反社会的勢力と特定の関係があるとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(特典)

第9条 会員に対しては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基金寄附者への謝意表明に関する細則（平成25年細則第1号）は適用せず、次に定める特典を付与するものとする。

- (1) 「奈良先端大サポーター」の呼称権及び別図に定めるロゴマークの提供
- (2) 奈良先端大ホームページ等での会員名の公表
- (3) 奈良先端大の教育研究の成果等の情報提供及び共同研究等の相談受付
- (4) 奈良先端大主催の行催事への招待
- (5) 奈良先端大の役員、教職員、学生等と交流する機会及び場所の提供
- (6) その他奈良先端大大学長が必要と認めたもの

(報告会)

第10条 会長は、毎事業年度1回報告会を開催し、会費を活用して実施した事業等について会員に報告するとともに、会員との情報交換を行う。

(事務局の設置)

第11条 本会の事務局は、奈良先端科学技術大学院大学基金事務室に置く。

(個人情報の取扱い)

第12条 会長及び事務局は、会員から提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、本会の事務手続及び本会の事業の目的の範囲内でのみ利用するものとする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

別図（第9条関係）



奈良先端大 サポーターズクラブ

